

# 地域の「生活課題」を解決する 「コミュニティハウス」を制度化する

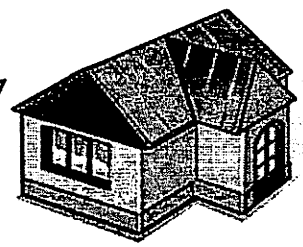
分野：地域福祉

ただし、まちづくり、まちおこし、仕事づくり、人材育成など幅広く地域再生に寄与できる制度。

必要な人が誰も使える

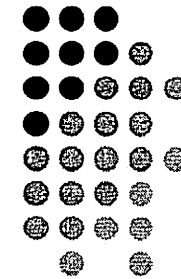
地域ぐるみで運営する

地域の課題や目標  
がみえてくる



誰もが支えて、支えられ  
主役になれる

## コミュニティハウス



# 発想のきっかけ：道州制の芽発見事業



事業の具体的なゴール

地域にとって道州制を身近にするために、地域の困り事や改善点である「道州制の芽」を発見し、それを住民が、コーディネーターや行政と協働で解決していく過程をモデル化

## 取組第1弾： コミュニティハウス プロジェクト(釧路市)

芽発見事業の進展イメージ

道州制の芽発見

芽があることの共有化

芽を育てる

地域主権の森

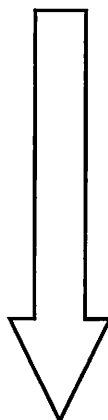
コミュニティハウスプロジェクトの進捗過程

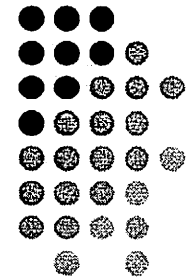
課題の設定

地元関係者による議論

コミュニティハウスの試行

地域と行政の協働による問題の解決  
制度的な問題を発見→道州制特区提案





# 1 道州制の芽の発見

## 課題の設定:コミュニティハウスのイメージ発案

### 現状・課題

障がい者、高齢者、生活保護などの分野毎の縦割、サービス対象者の厳しいより分けなどで、身近な地域で気軽に手助けできるシステムになっていない

手厚くコストのかかるフォーマルな支援と、不安定でボランティアに支えられるインフォーマルな支援の体制が二極化

過疎化、身近なコミュニティの崩壊などで、地域で生活するうえで、支援の必要な人が増えている

福祉の対象にならない人であっても一時的に手助けが必要になることがある

### アイデア

障がい者、高齢者、子供などさまざまな種類の福祉サービスを必要としている人たちが、一緒に暮らせる施設

- ・通常の住宅程度から町内会館規模程度の建物に、法定サービススペース、地域活動拠点や法定外サービススペース、居住スペースなどが共存するスタイル。地域に今必要なニーズに応える
- ・多数の構成員の中でそれぞれの得意分野や状況に基づいて、無理のない役割分担をはっきりさせ、協力して支え合う。
- ・プロジェクトをまとめるコーディネーターを設置。

### 目指すもの

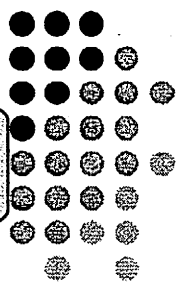
中間的でフレキシブルに多様な人たちの支援ができる地域拠点を実現

その実現プロセスを体系化し、応用することで地域の効率的な資源づくりを充実させる

# 2 芽があることの共有化 関係者の議論とコミュニティハウスの具体化

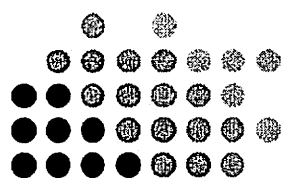
→ 地域で活動する様々な分野の関係者が、それぞれの情報を元に、当初のアイデアをブラッシュアップ

コミュニティハウスの  
可能性を確認



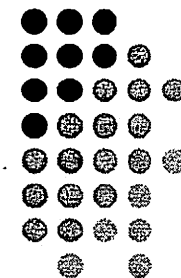
	今、困っている問題	こういうコミュニティハウスがあれば良い
高齢者福祉	<p>認知症の人を受け入れる施設は、利用者が施設を選べない状況。また認知症の人に必要サービスを提供する「小規模多機能」には住む機能が無い。</p> <p>障がい者手帳の該当にならないような発達障がいを持つ方が親元を離れて暮らすことができる支援施設が不十分</p> <p>グループホームなどが無い地域に暮らす障がい者は、地元を離れないとそのような施設に入れない</p>	<p>高齢者向けの小規模多機能の施設を障がい者が利用できるようなった例がある。かなり重度の障がいにも対応できた。</p> <p>利用者が通って、泊まって、いよいよの時に住むことができる施設が必要</p> <p>震災の時、さまざまな障がいを持つ人が一緒に住めるような施設を設置したら、住民がお互い助け合って暮らすことが見られた。</p>
障がい者支援	<p>認知症の人は障がい者の枠組みでケアした方が良のに、知的障がい者、身体障がい者と接している方が症状が進まない</p> <p>独居の認知症の人が数多く増えている。家族からも施設に入って欲しいと要望する。地域からはみ出されるこのような人の受け入れ先がなかなかない</p>	<p>生活福祉分野に授産型や通所型の救護福祉施設があって、そこで福祉の仕事ができて、生活保護を受けているだけでなく、障がいのある人も働ける</p> <p>一般就労は難しい人がステップアップするための中間就労ができるようなマネージメントがあると良い</p> <p>最初からサービスの対象を決めず作れないか。</p> <p>暮らす場、相談できる場所、たまり場の3つが必要。それぞれの分野にそれぞれの機能があるから、これを一緒にしてはどうだろうか。</p>
生活保護	<p>高齢者・障がい者等が抱える困難な問題は生活保護の周辺に起きており、それに対する自立支援プログラムは生活保護では対応が難しい</p> <p>生活支援と就労支援が一体化しないと自立にはつながらない。</p> <p>生活保護で批判されるのは、生活の様々な分野で扶助を受けているので、支援を受けずに苦しい人との逆転がおきている</p>	<p>どんな人でも誰かの役に立ちたい。それを実現できる場になりたい。</p> <p>ボランティアでは続かない、事業として成り立たないとダメ。</p> <p>既存の制度ではフォローできない人が気軽に支援を受けられる機能が必要</p>
こども家庭支援	<p>児童養護施設が地域に対して子育て支援をしなければならない状況</p> <p>障がい者には低料金で泊まれる福祉ホームがあるが、児童養護施設の対象児童にはそのような施設がない</p> <p>児童施設は18歳までしか受け入れられない。そのあとの支援をする施設がない</p> <p>母子家庭にヘルパーを派遣する時、子供の世話を派遣はできるが、休みの悪いお母さんのための派遣はできない</p>	<p>施設を出た後の子供の支援をする施設があったら良い。</p> <p>母子を見守っていられるような施設があったら良い。</p> <p>施設を持続的に運営していくために実施する事業と、利用者が社会参加できる工夫、さらに施設自体が提供するサービスの地域のニーズへの対応、の3つを上手く組み合わせる事が必要</p>
行政まちづくり	<p>(コミュニティハウスのアイデアを見ると)1つの取組の中に、既存制度と馴染む所と馴染まない所がある。同じ器に同居して良いのだろうか</p>	<p>制度に合致する取組の部分は公の支援を受け、制度に合致しないところは独自の事業収入で運営しては？</p> <p>高齢者が多い地域で、買い物する所が無いような地域では、食堂やスーパーを運営すれば喜ばれ、地域に受け入れられる。</p>

分野が違っても共通する課題がある。



例えば、こんな人たちが  
こんなことで困っている

地域にコミュニティハウスがないと・・・



### 3 芽を育てる

コミュニティハウス冬月荘の試行

話し合ってるだけじゃだめだ。  
まずはやってみよう！！



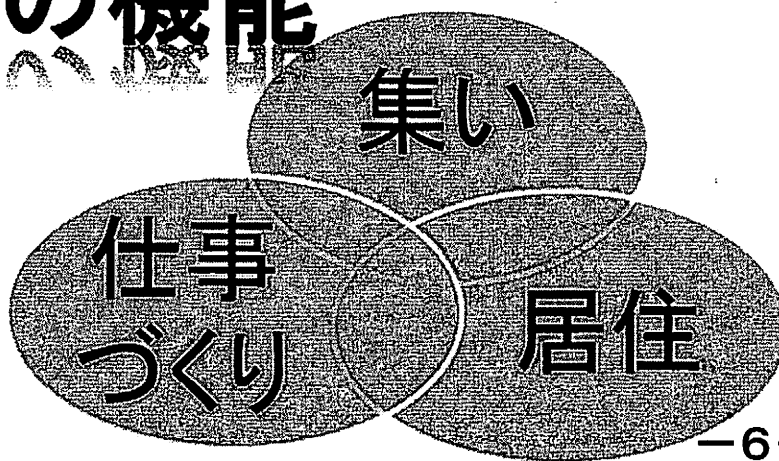
#### 福祉のユニバーサル化

- ・対象者を限定しない。必要な人が誰でも使える

#### 循環型地域福祉システム

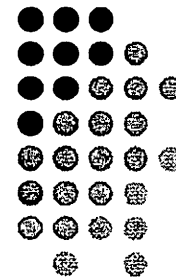
- ・利用する人が一方的に助けられるだけでなく、活躍できる場。

### 3つの機能



### 2つのコンセプト





例えば、こんな人たちが  
こんなことで困っていたけれど

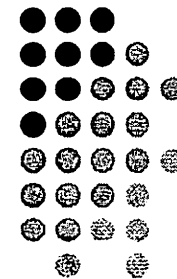
地域にコミュニティハウスがあると…

(NHKスペシャルも参考にどうぞ)

モデル事業と検討会の中で整理された

## 「コミュニティハウス」とは？ その1

制度との関係性を  
みてみると



①既存福祉制度の枠組みとは違う新たな枠組  
画一性・公平性重視の与える福祉から  
個別性・柔軟重視の支え合う、つくりだす福祉への転換

②地域福祉事業メニューとして創設の可能性  
社会福祉全体の方向性を定めた「社会福祉法(平成12年改正)」が新たな時代の福祉を考えているとはいえ、増進すると掲げた「地域福祉」において具体的な事業を明確化していない。

③物理的基準ではなくガイドライン基準を採用  
対象者の状況、建物の面積、人の配置などといった基準ではなく、運営のためのガイドラインだけ制度化し、それをどう実現するかどう評価するかは地域に任せる新基準を採用



これがガイドライン

モデル事業と検討会の中で整理された

## 「コミュニティハウス」とは？ その2

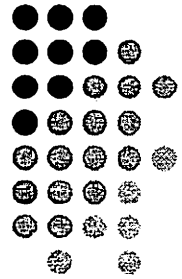
**定義**：地域におけるあらゆる生活課題に対して生活主体とともに解決の手立てを講じる「地域拠点」であり、恒常的な「場」と常駐の「コーディネーター」を有する地域福祉事業である。

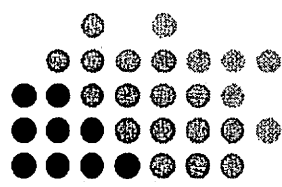
### 思想・目的：

- ①制度の隙間をつくらぬ＝地域による地域のためのセーフティネット機能強化  
公的援助(福祉、法務など)を必要とする人の予防線が地域福祉の重要目的
- ②各法関係機関との役割分担によって新社会福祉システム構築への手がかりへ  
従来型のシステムの限界を解決するツール開発として
- ③地域(自治体、住民)のエンパワーメント推進  
生活に最も根ざした分野の実践で地域主権実現のためのモデル的役割

### 実施のガイドライン(及び評価軸)：

- ①地域による自治的運営のシステムと評価システムを持つ
- ②あらゆる生活課題に必ず何らかの手立てを講じる
- ③直接支援メニューを3つ以上持つ
- ④自治体との連携システムを持つ
- ⑤包括的で循環的な支援視点を持つ
- ⑥人材養成、ネットワークづくり、まちづくり機能を持つ

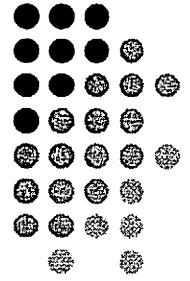




## 制度化するための具体的提案

- 現行 社会福祉法に盛り込む  
社会福祉法 第一章第二条3の第二種社会福祉  
事業として位置づける  
第十章第四節を創設し、地域福祉事業として位  
置づける
- 北海道にガイドラインに基づいた新たな制度を  
創設する  
などなど可能性がありますが、  
あとは制度化のプロと共同で具体化したいです。

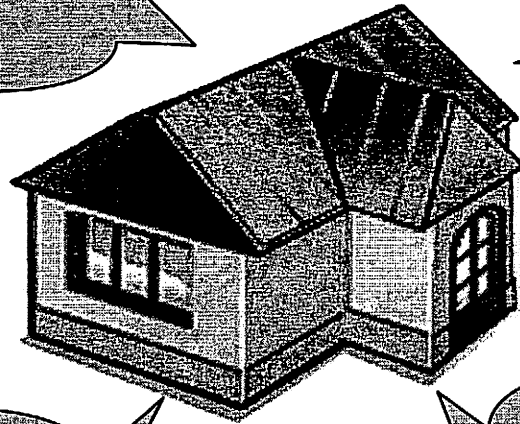
# 可能性いっぱい コミュニティハウス



必要な人が誰も使えるから、  
制度からこぼれおちる人が  
減る

＝セーフティネット整備

地域ぐるみで運営するから、  
地域の自治力が高まる  
＝地域主権の推進



地域の課題や目標が  
みえてくるから、進むべき方  
向性が明確になる

＝施策・制度の効率化

誰もが支えて、支えられ  
主役になれるから、市民の  
意識が高まる

＝エンパワーメント  
市民の自立促進

## ■社会福祉法（昭和26年3月29日法律45号）

（定義）

第2条 この法律において「社会福祉事業」とは、第1種社会福祉事業及び第2種社会福祉事業をいう。

2 次に掲げる事業を第1種社会福祉事業とする。

1. 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で収容して生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
2. 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
3. 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 3の2. 障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設を営する事業
4. 障害者自立支援法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する身体障害者更生援護施設を営する事業
5. 障害者自立支援法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同項に規定する知的障害者援護施設を営する事業
6. 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を営する事業
7. 授産施設を営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

3 次に掲げる事業を第2種社会福祉事業とする。

1. 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
2. 児童福祉法に規定する児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は子育て短期支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
3. 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭等日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子福祉施設を営する事業
4. 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業及び同法にいう老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを営する事業
- 4の2. 障害者自立支援法に規定する障害福祉サービス事業、相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを営する事業
5. 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業

6. 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
  7. 障害者自立支援法附則第48条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた同条に規定する精神障害者社会復帰施設を運営する事業
  8. 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
  9. 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
  10. 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
  11. 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
  12. 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
  13. 前項各号及び前各号の事業に関する連結又は助成を行う事業
- 4 この法律における「社会福祉事業」には、次に掲げる事業は、含まれないものとする。
1. 更生保護事業法（平成7年法律第86号）に規定する更生保護事業（以下「更生保護事業」という。）
  2. 実施期間が6月（前項第13号に掲げる事業にあつては、3月）を超えない事業
  3. 社団又は組合の行う事業であつて、社員又は組合員のためにするもの
  4. 第2項各号及び前項第1号から第9号までに掲げる事業であつて、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては、10人）に満たないもの
  5. 前項第13号に掲げる事業のうち、社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成の金額が毎年度500万円に満たないもの又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

（定義）

第22条 この法律において「社会福祉法人」とは、社会福祉事業を行うことを目的として、この法律の定めるところにより設立された法人をいう。

（経営の原則）

第24条 社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならない。

(要件)

第25条 社会福祉法人は、社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない。

(公益事業及び収益事業)

第26条 社会福祉法人は、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（以下「公益事業」という。）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業（第2条第4項第4号に掲げる事業その他の政令で定めるものに限る。第57条第2号において同じ。）の経営に充てることを目的とする事業（以下「収益事業」という。）を行うことができる。

2 公益事業又は収益事業に関する会計は、それぞれ当該社会福祉法人の行う社会福祉事業に関する会計から区分し、特別の会計として経理しなければならない。

(所轄庁)

第30条 社会福祉法人の所轄庁は、都道府県知事とする。ただし、次の各号に掲げる社会福祉法人の所轄庁は、当該各号に定める者とする。

1. 主たる事務所が指定都市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該指定都市の区域を超えないもの及び第109条第2項に規定する地区社会福祉協議会である社会福祉法人

指定都市の長

2. 主たる事務所が中核市の区域内にある社会福祉法人であつてその行う事業が当該中核市の区域を超えないもの

中核市の長

2 社会福祉法人でその行う事業が2以上の都道府県の区域にわたるものにあつては、その所轄庁は、前項本文の規定にかかわらず、厚生労働大臣とする。

(申請)

第31条 社会福祉法人を設立しようとする者は、定款をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、厚生労働省令で定める手続に従い、当該定款について所轄庁の認可を受けなければならない。

1. 目的

2. 名称

3. 社会福祉事業の種類

4. 事務所の所在地

5. 役員に関する事項

6. 会議に関する事項

7. 資産に関する事項

8. 会計に関する事項

9. 評議員会を置く場合には、これに関する事項

10. 公益事業を行う場合には、その種類

11. 収益事業を行う場合には、その種類

12. 解散に関する事項

13. 定款の変更に関する事項
14. 公告の方法

(認可)

第32条 所轄庁は、前条第1項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請に係る社会福祉法人の資産が第25条の要件に該当しているかどうか、その定款の内容及び設立の手続が、法令の規定に違反していないかどうか等を審査した上で、当該定款の認可を決定しなければならない。

(役員の数、任期、選任及び欠格)

第36条 社会福祉法人には、役員として、理事3人以上及び監事1人以上を置かなければならない。

- 2 役員任期は、2年を超えることはできない。ただし、再任を妨げない。
- 3 役員のうちには、各役員について、その役員、その配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の2分の1を超えて含まれることになつてはならない。
- 4 次の各号のいずれかに該当する者は、社会福祉法人の役員になることができない。
  1. 成年被後見人又は被保佐人
  2. 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  3. 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  4. 第56条第4項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

(評議員会)

第42条 社会福祉法人に、評議員会を置くことができる。

- 2 評議員会は、理事の定数の2倍を超える数の評議員をもつて組織する。
- 3 社会福祉法人の業務に関する重要事項は、定款をもつて、評議員会の議決を要するものとするができる。

(経営主体)

第60条 社会福祉事業のうち、第1種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則とする。

(施設の設置)

第62条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第1種社会福祉事業を営もうとするときは、その事業の開始前に、その施設(以下「社会福祉施設」という。)を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。

1. 施設の名称及び種類

2. 設置者の氏名又は名称、住所、経歴及び資産状況
  3. 条例、定款その他の基本約款
  4. 建物その他の設備の規模及び構造
  5. 事業開始の予定年月日
  6. 施設の管理者及び実務を担当する幹部職員の氏名及び経歴
  7. 福祉サービスを必要とする者に対する処遇の方法
- 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、社会福祉施設を設置して、第1種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その施設を設置しようとする地の都道府県知事の許可を受けなければならない。

(施設の最低基準)

第65条 厚生労働大臣は、社会福祉施設の設備の規模及び構造並びに福祉サービスの提供の方法、利用者等からの苦情への対応その他の社会福祉施設の運営について、必要とされる最低の基準を定めなければならない。

- 2 社会福祉施設の設置者は、前項の基準を遵守しなければならない。

(施設を必要としない第1種社会福祉事業の開始)

第67条 市町村又は社会福祉法人は、施設を必要としない第1種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、事業経営他の都道府県知事に次に掲げる事項を届け出なければならない。

1. 経営者の名称及び主たる事務所の所在地
  2. 事業の種類及び内容
  3. 条例、定款その他の基本約款
- 2 国、都道府県、市町村及び社会福祉法人以外の者は、施設を必要としない第1種社会福祉事業を經營しようとするときは、その事業の開始前に、その事業を經營しようとする他の都道府県知事の許可を受けなければならない。

(第2種社会福祉事業)

第69条 国及び都道府県以外の者は、第2種社会福祉事業を開始したときは、事業開始の日から1月以内に、事業経営地の都道府県知事に第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

## 第10章 地域福祉の推進

第1節 地域福祉計画 (第107条—第108条)

第2節 社会福祉協議会 (第109条—第111条)

第3節 共同募金 (第112条—第124条)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を經營する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するもの



とする。

1. 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
2. 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
3. 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

#### (都道府県地域福祉支援計画)

第 108 条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

1. 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
3. 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

#### (市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の 2 以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。

1. 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  2. 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  3. 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  4. 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- 2 地区社会福祉協議会は、1 又は 2 以上の区（地方自治法第 252 条の 20 に規定する区をいう。）の区域内において前項各号に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を經營する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、その区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を經營する者の過半数が参加するものとする。
- 3 市町村社会福祉協議会のうち、指定都市の区域を単位とするものは、第 1 項各号に掲げる事業のほか、その区域内における地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業を行うものとする。
  - 4 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、広域的に事業を実施することにより効果的な運営が見込まれる場合には、その区域を越えて第 1 項各号に掲げる事業を実施することができる。
  - 5 関係行政庁の職員は、市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会の役員と成ることができる。ただし、役員総数の 5 分の 1 を超えてはならない。

- 6 市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会は、社会福祉を目的とする事業を経営する者又は社会福祉に関する活動を行う者から参加の申出があつたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(都道府県社会福祉協議会)

第 110 条 都道府県社会福祉協議会は、都道府県の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における市町村社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

1. 前条第 1 項各号に掲げる事業であつて各市町村を通ずる広域的な見地から行うことが適切なもの
2. 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
3. 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
4. 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整《追加》平 12 法 111 2 前条第 5 項及び第 6 項の規定は、都道府県社会福祉協議会について準用する。

(社会福祉協議会連合会)

第 111 条 都道府県社会福祉協議会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、社会福祉協議会連合会を設立することができる。

- 2 第 109 条第 5 項の規定は、社会福祉協議会連合会について準用する。

(共同募金)

第 112 条 この法律において「共同募金」とは、都道府県の区域を単位として、毎年 1 回、厚生労働大臣の定める期間内に限つてあまねく行う寄附金の募集であつて、その区域内における地域福祉の推進を図るため、その寄附金をその区域内において社会福祉事業更生保護事業その他の社会福祉を目的とする事業を経営する者（国及び地方公共団体を除く。以下この節において同じ。）に配分することを目的とするものをいう。

(共同募金会)

第 113 条 共同募金を行う事業は、第 2 条の規定にかかわらず、第 1 種社会福祉事業とする。

- 2 共同募金事業を行うことを目的として設立される社会福祉法人を共同募金会と称する。
- 3 共同募金会以外の者は、共同募金事業を行つてはならない。
- 4 共同募金会及びその連合会以外の者は、その名称中に、「共同募金会」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならない。

(共同募金会の認可)

第 114 条 第 30 条第 1 項の所轄庁は、共同募金会の設立の認可に当たつては、第 32 条に規定する事項のほか、次に掲げる事項をも審査しなければならない。

1. 当該共同募金の区域内に都道府県社会福祉協議会が存すること。

2. 特定人の意思によつて事業の経営が左右されるおそれがないものであること。
3. 当該共同募金の配分を受ける者が役員、評議員又は配分委員会の委員に含まれないこと。
4. 役員、評議員又は配分委員会の委員が、当該共同募金の区域内における民意を公正に代表するものであること。

#### (配分委員会)

- 第 115 条 寄附金の公正な配分に資するため、共同募金会に配分委員会を置く。
- 2 第 36 条第 4 項各号のいずれかに該当する者は、配分委員会の委員となることができない。
  - 3 共同募金会の役員は、配分委員会の委員となることができる。ただし、委員の総数の 3 分の 1 を超えてはならない。
  - 4 この節に規定するもののほか、配分委員会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### (共同募金の性格)

- 第 116 条 共同募金は、寄附者の自発的な協力を基礎とするものでなければならない。

#### (共同募金の配分)

- 第 117 条 共同基金は、社会福祉を目的とする事業を經營する者以外の者に配分してはならない。
- 2 共同募金会は、寄附金の配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得なければならない。
  - 3 共同募金会は、第 112 条に規定する期間が満了した日の属する会計年度の翌年度の末日までに、その寄附金を配分しなければならない。
  - 4 国及び地方公共団体は、寄附金の配分について干渉してはならない。

#### (準備金)

- 第 118 条 共同募金会は、前条第 3 項の規定にかかわらず、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）第 2 条に規定する災害の発生その他厚生労働省令で定める特別の事情がある場合に備えるため、共同募金の寄附金の額に厚生労働省令で定める割合を乗じて得た額を限度として、準備金を積み立てることができる。
- 2 共同募金会は、前項の災害の発生その他特別の事情があつた場合には、第 112 条の規定にかかわらず、当該共同募金会が行う共同募金の区域以外の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分することを目的として、抛出の趣旨を定め、同項の準備金の全部又は一部を他の共同募金会に抛出することができる。
  - 3 前項の規定による抛出を受けた共同募金会は、抛出された金額を、同項の抛出の趣旨に従い、当該共同募金会の区域において社会福祉を目的とする事業を經營する者に配分しなければならない。
  - 4 共同募金会は、第 1 項に規定する準備金の積立て、第 2 項に規定する準備金の抛出及び前項の規定に基づく配分を行うに当たつては、配分委員会の承認を得な

ければならない。

(計画の公告)

第 119 条 共同募金会は、共同基金を行うには、あらかじめ、都道府県社会福祉協議会の意見を聴き、及び配分委員会の承認を得て、共同募金の目標額、受配者の範囲及び配分の方法を定め、これを公告しなければならない。

(結果の公告)

第 120 条 共同募金会は、寄附金の配分を終了したときは、1 月以内に、基金の総額、配分を受けた者の氏名又は名称及び配分した額並びに第 118 条第 1 項の規定により新たに積み立てられた準備金の額及び準備金の総額を公告しなければならない。

2 共同募金会は、第 118 条第 2 項の規定により準備金を拠出した場合には、速やかに、同項の拠出の趣旨、拠出先の共同募金会及び拠出した額を公告しなければならない。

3 共同募金会は、第 118 条第 3 項の規定により配分を行つた場合には、配分を終了した後 3 月以内に、拠出を受けた総額及び拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を公告するとともに、当該拠出を行つた共同募金会に対し、拠出された金額の配分を受けた者の氏名又は名称を通知しなければならない。

(共同募金会に対する解散命令)

第 121 条 第 308 条第 1 項の所轄庁は、共同募金会については、第 56 条第 4 項の事由が生じた場合のほか、第 114 条各号に規定する基準に適合しないと認められるに至つた場合においても、解散を命ずることができる。ただし、他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。

(受配者の寄附金募集の禁止)

第 122 条 共同募金の配分を受けた者は、その配分を受けた後 1 年間は、その事業の経営に必要な資金を得るために寄附金を募集してはならない。

(適用除外)

第 123 条 第 73 条の規定は、共同募金会が行う共同募金については、適用しない。

(共同募金会連合会)

第 124 条 共同募金会は、相互の連絡及び事業の調整を行うため、全国を単位として、共同募金会連合会を設立することができる。

2 共同募金会連合会は、第 73 条の許可を受けて寄附金の募集をしようとするときは、あらかじめ、その募集をしようとする地域の属する都道府県に係る共同募金会の意見を聴かなければならない。